

「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」(案) 新旧対照表(抜粋版)

前文

【新】第3回条例検討部会(2023年7月27日)時点	【旧】第2回条例検討部会(2023年7月10日)時点
<p><u>市民や事業者、そして議会や市役所が考えて、行動して、実現する</u> 「子どもにやさしいまち」</p>	<p>議会や市役所はもちろん、市民や事業者が考えて、行動して、実現する 「子どもにやさしいまち」</p>

第2章 子どもの権利 第5条 守られる権利

【新】第3回条例検討部会(2023年7月27日)時点		【旧】第2回条例検討部会(2023年7月10日)時点	
号	条文	号	条文
-	子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。	-	子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。
1	暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。	1	暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。
2	成長が阻害される状況から保護されること。	2	成長が阻害される状況から保護されること。
3	子どもであることその他いかなる理由によっても <u>差別等の</u> 不当な扱いを受けないこと。	3	子どもであることその他いかなる理由によっても不当な扱いを受けないこと。
4	自分に関する情報を不当に利用されないこと。	4	自分に関する情報を不当に利用されないこと。
5	障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。	5	障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。